川崎市大気・水環境計画推進会議設置要綱

（目的及び設置）

第１条　川崎市大気・水環境計画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市大気・水環境計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進会議は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

（１）川崎市大気・水環境計画の進行管理、評価に関すること。

（２）更なる環境負荷の低減及び市民実感の向上に向けた施策の調整に関すること。

（３）大気や水などの環境保全に関する事業計画の調整に関すること。

（４）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　推進会議は、別表１に掲げる職にある者をもって組織する。

２　推進会議には座長を置き、座長は環境局環境対策部長をもって充てる。

３　座長に事故等があるときは、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

（会議）

第４条　推進会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

（ワーキング会議）

第５条　推進会議には、第２条に係る所掌事項に関し、より詳細な調査・検討を行うため、ワーキング会議を設置する。

２　ワーキング会議は、環境局環境対策部地域環境共創課長、別表２に掲げる組織の係長又は課長補佐職員をもって組織する。

３　ワーキング会議の座長は、環境局環境対策部地域環境共創課長をもって充てる。また、ワーキング会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

（関係者の出席）

第６条　推進会議及びワーキング会議は、協議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（事務局）

第７条　推進会議及びワーキング会議の事務局は、環境局環境対策部地域環境共創課に置く。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年５月１１日から施行する。

（川崎市大気・水環境計画策定検討会設置要綱の廃止）

２　川崎市大気･水環境計画策定検討会設置要綱は、令和４年３月３１日をもって廃止する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表１　（第３条関係）

環境局環境対策部長（座長）
総務企画局都市政策部企画調整課長
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
財政局財政部財政課長
経済労働局産業政策部企画課長
環境局総務部企画課長
環境局環境対策部地域環境共創課長
環境局環境対策部地域環境共創課担当課長
環境局環境対策部環境評価課長
環境局環境対策部環境対策推進課長
環境局環境対策部環境保全課長
環境局環境総合研究所担当課長
健康福祉局総務部企画課長
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長
まちづくり局総務部企画課長
建設緑政局総務部企画課長
港湾局港湾振興部誘致振興課担当課長
高津区役所まちづくり推進部企画課長
上下水道局経営戦略・危機管理室担当課長
上下水道局下水道部下水道計画課長
交通局企画管理部経営企画課長

別表２　（第５条関係）

総務企画局都市政策部企画調整課
総務企画局行政改革マネジメント推進室
財政局財政部財政課
経済労働局産業政策部企画課
環境局総務部企画課
環境局環境対策部地域環境共創課
環境局環境対策部環境評価課
環境局環境対策部環境対策推進課
環境局環境対策部環境保全課
環境局環境総合研究所
健康福祉局総務部企画課
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
まちづくり局総務部企画課
建設緑政局総務部企画課
港湾局港湾振興部誘致振興課
高津区役所まちづくり推進部企画課
上下水道局経営戦略・危機管理室
上下水道局下水道部下水道計画課
交通局企画管理部経営企画課